

透明性に関する指針

2012年 6月20日 制定

2019年 9月 1日 改定

株式会社ジェイ・エム・エス

株式会社ジェイ・エム・エス（以下、当社）は、「人と医療のあいだに…」の創業精神の下、大学等の研究機関や多くの医療機関、医学・薬学・医療工学の専門家の皆様と協力し、さまざまなニーズに応える製品を開発、提供し、医療の安全、医療の効率化の実現に向け活動を継続しております。そして、その活動においては、関連法規を含む諸規約の遵守は当然のこと、活動に伴う医療機関等との関係の透明性も強く求められています。そこで、今般公表されました日本製薬工業協会（製薬協）の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」及び、日本医療機器産業連合会（医機連）の「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」の趣旨に賛同し、当社の事業活動が医学・薬学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること、及び、その活動が高い倫理性を担保した上で行われていることについて、広く理解を得ることを目的として、当社が医療機関等に対して行った金銭提供について、下記の通り、公開致します。

記

《 公開の方法及び時期 》

毎事業年度の決算終了後、翌年度に当社ホームページに掲載し公開致します。

《 公開対象 》

A. 研究費開発費等

臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。提供した資金等は、各項目の年額とともに以下の通り公開する。

- ・ 特定臨床研究費（※1）
提供先施設等の名称等（※2）：〇〇件〇〇円
- ・ 倫理指針に基づく研究費（※3）
提供先施設等の名称等（※4）：〇〇件〇〇円
- ・ 臨床以外の研究費（※5）
年間の件数・総額、提供先施設等の名称
- ・ 臨床試験費（治験費）
提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円
- ・ 製造販売後臨床試験費
提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・不具合・感染症症例報告費

提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・副作用・感染症症例報告費

提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・製造販売後調査費

提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円

- ・その他研究開発関連費用

年間の総額

（※1）「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

（※2）「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。

（※3）「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする医学系研究に関する倫理指針”を指す。

（※4）「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。

（※5）「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、臨床試験（治験）及び製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」などに要した費用をいう。

B. 学術研究助成費

医療技術の学術振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催を支援するための学会寄附金、学会共催費が含まれる。

- ・奨学寄附金 〇〇大学 〇〇教室：〇〇件〇〇円
- ・一般寄附金 〇〇大学（〇〇財団）：〇〇件〇〇円
- ・学会等寄附金 第〇回〇〇学会（〇〇地方会・〇〇研究会）：〇〇円
- ・学会等共催費 第〇回〇〇学会〇〇セミナー：〇〇円

（※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。）

C. 原稿執筆料等

自社医薬品に関する科学的な情報や自社医療機器の適正使用等に関する情報提供のための講演や原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払われる費用等。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- ・講師謝金 〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
- ・原稿執筆料・監修料 〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円
- ・コンサルティング等業務委託費 〇〇大学（〇〇病院）〇〇科〇〇教授（部長）：〇〇件〇〇円

（※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。）

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品の情報提供や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会、および、自社医療機器の適正使用、安全使用のために必要な講演会、模擬実技指導、説明会等の費用が含まれる。

- ・講演会費 年間の件数・総額
- ・説明会費 年間の件数・総額
- ・医学・薬学・医療工学関連文献等提供費 年間の総額

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用

- ・接遇等の費用 年間の総額

以上